

令和2年度 第2回 横浜市いじめ問題対策連絡協議会 次第

日時：令和2年10月28日（水） 14:30～

会場：横浜市庁舎18階みなと6・7会議室

<第1部> 14:30～14:45

- 1 教育委員会あいさつ
- 2 委員紹介
- 3 会長選出

<第2部> 14:45～16:40

- 1 講演 [資料1]
演題：「つながりは、ともに いじめを乗り越える力になる」
～今だからこそ、大人として できること～
神奈川大学 特任教授 近藤昭一 氏
- 2 協議
(1) 「いじめ防止に向けた提言」策定について [資料2]
(2) いじめ防止啓発月間（12月）における取組について [資料3]

<第3部> 16:40～17:00

- 1 報告
(1) いじめ問題等に関する各機関・団体の取組について [資料4]
(2) 令和元年度「暴力行為」・「いじめ」・「長期欠席」の状況調査結果 [資料5]
- 2 その他
(1) 令和3年度 いじめ問題対策連絡協議会開催について [資料6]

横浜市いじめ問題対策連絡協議会 令和2年10月28日

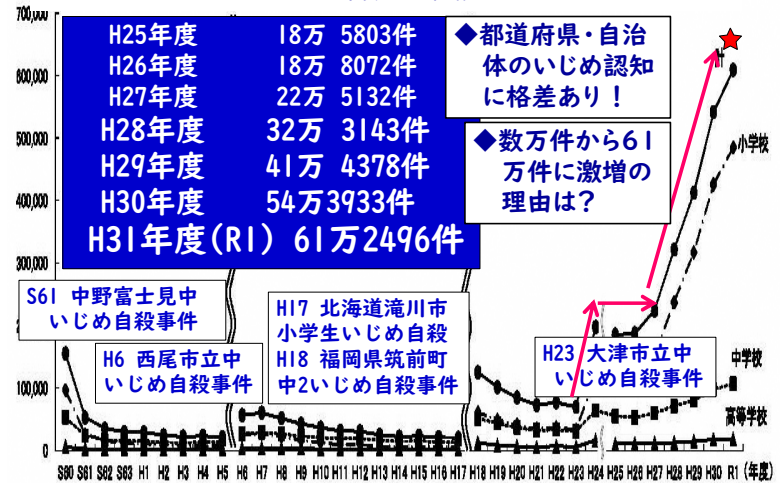
つながりはともにいじめを乗り越える力となる
— 今だからこそ大人としてできること —



神奈川大学 近藤 昭一

1 いじめ問題の実態を知る

いじめ いじめ認知件数の推移 文科省調査 RI年度



いじめ防止対策推進法 平成25年6月公布

第1条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし（中略）いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

第34条 学校の評価を行う場合において（中略）いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われる

いじめの定義

◆いじめ防止対策推進法 第2条

児童等に対して（中略）当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（中略）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの

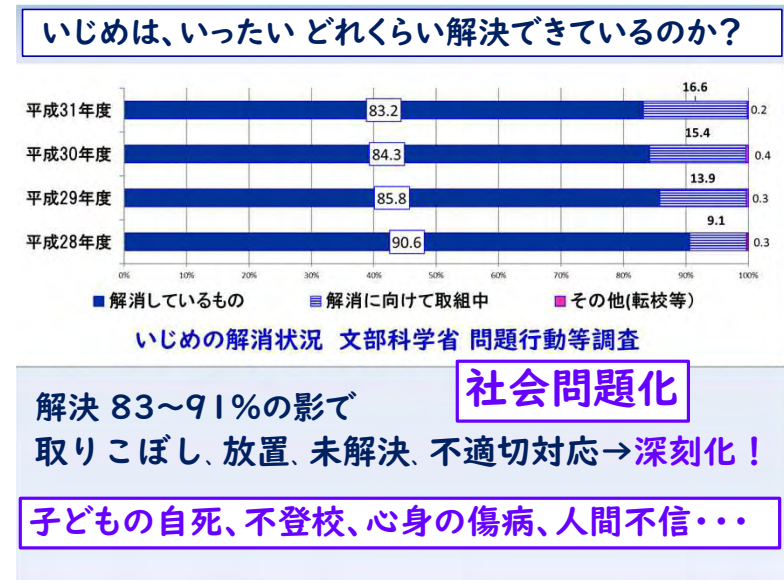
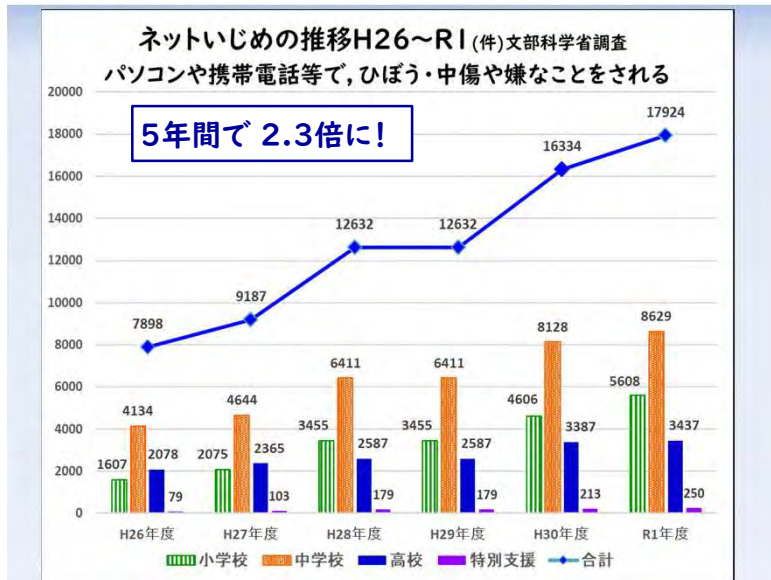
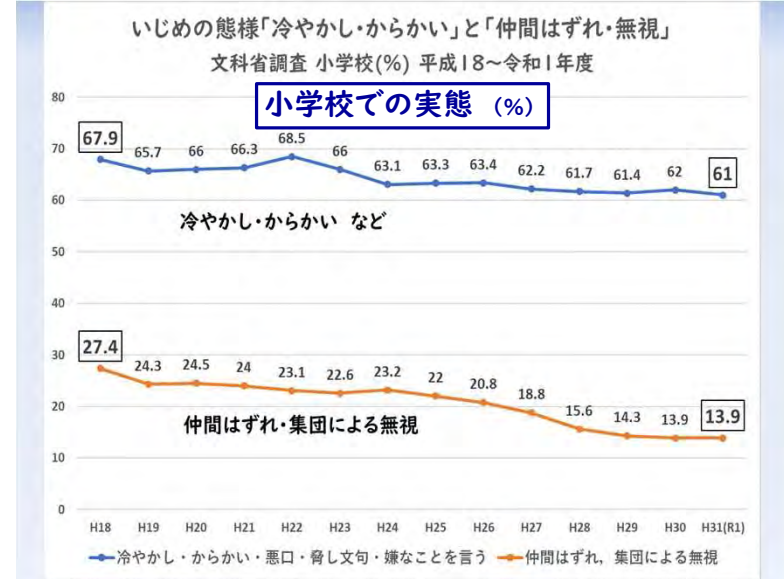
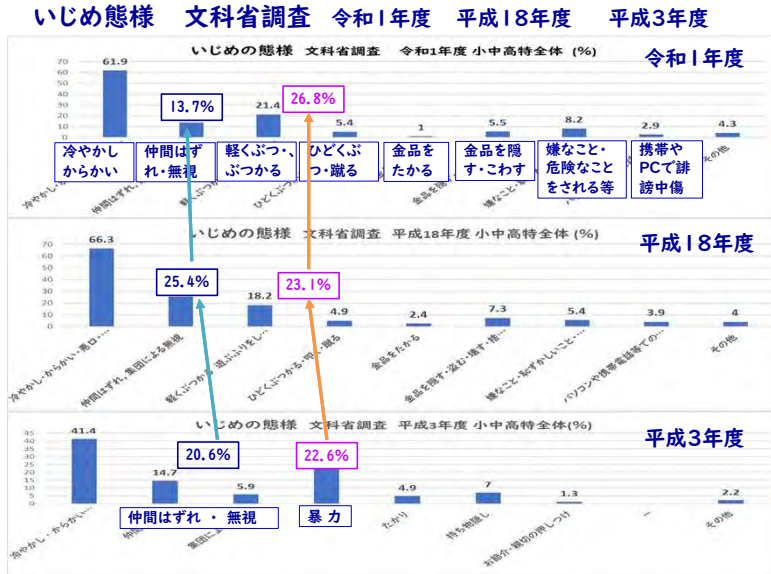


※ いじめ認定「主観主義」への疑問も

◆文科省 新基準（平成25年度調査から）

- 社会問題に 대응するために必要なこと...
- いじめ・自殺防止の視点・・・「根絶」から「掘り起こし」

いじめはたくさん見つけてたくさん解決する！



2 大人にとってのいじめ問題

社会問題としての「いじめ」 →→→→法律の制定

「『教諭が見て見ぬふり』いじめ放置、生徒が回答」

(読売新聞2012年7月)

「『葬式ごっこ』『首締め』回答も

大津市教委 追加調査公表せず」(読売新聞2012年7月)

「中2自殺 いじめ現場 止めない教諭」(読売新聞2012年7月)

「学校にSOS届かず いじめ調査未集計」(産経新聞2015年7月)

「担任がアンケート放置 中2自殺 いじめ認定」

(産経新聞2019年3月)

「中1自殺、元担任に訓告相当いじめの訴え伝えず暴

言も」(朝日新聞デジタル2020年10月)

子どもの危機

学校の社会的信頼崩壊の危機

◆〇〇県 高校のいじめ自殺未遂事件第一審判決の示すもの 行為期間・継続性の検討は？ 共同不法行為か？

・被告生徒らの態度の変化があったと認められるのは本件自殺未遂の当日を含め5日間ほどであり、しかも、そのうち被告生徒らと原告〇が接触していたのは3日間であり、被告生徒らが原告〇に対し各行為をした期間は非常に短く、行為の継続性も窺われないことや、行為態様も強度の有形力の行使を伴うものでもなく、インターネット上のグループを利用し、集団的に特定個人のみを疎外するものともいえないことからすると、同世代の未成熟な少年少女が集団生活を送る中で起り得る意地悪程度のものであり、本件各行為が社会通念上許される限度を著しく逸脱しているものということとはできない。

・本件各行為が、原告〇を自殺未遂に追い込むほどの影響力を有するものということとはできず、原告らの主張には理由がない。

・原告(学校)には入学以来(中略)欠席が多い等、特段注意を要するような兆候もなかったことからすれば、前記相談があったことによって、被告教員に直ちに被告生徒らを含む関係者に事実確認や指導をする等の注意義務が生じていたということとはできない。

■司法判断による解決の示すもの— 損害賠償の実際 —

◆〇〇県 中学校のいじめ自殺事件控訴審判決の示すもの 自殺の予見性は？ 過失相殺は？

・亡〇は、いじめ行為を受けたことによる苦悩を担任教諭にも両親にも打ち明けたことがなく、打開策がとられる機会を自ら閉ざした面がある
・いじめの行為には、亡〇の言動に触発されたり誘発されて行われたものがあるなど、亡〇自身にも原因に関与している場合があった

・被控訴人らにおいて日頃の亡〇との親子のふれあいが十分でなかったことがうかがわれる

・家庭で亡〇と生活をともにし、監護養育義務を負っていた被控訴人らにも、亡〇がいじめ行為等のトラブルの渦中にあることを看過し、監護養育について注意監督を怠った点があるものと認められ、相当の責任があるというべきである

・▲教諭は、十分とはいえない難いものではあったが、自己が把握、認識した範囲においては個別的な対応、処理をしていたものであることなどを併せ考慮すると(中略)学校側にすべての責任があるといえないことも明らか…

◆〇〇県 高校のいじめ自殺未遂事件高裁判決の示すもの 民法上の不法行為といじめ防止対策推進法のいじめ行為

・いじめ防止対策推進法は、「いじめ」について児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものと定義しており

・国会審議過程においても、法案提出者の議員から、できる限りいじめの範囲を幅広くすべきではないかとの意見を受け、広い観点にした旨の答弁がされている。また、衆議院文部科学委員会における同法の法案審議において、幅広いものとして定義された「いじめ」と民法上の不法行為の成否との関係について審議された経過は認められない

・いじめ防止対策推進法の「いじめ」に該当する行為が認められる場合、これが同時に不法行為の要件を満たすこともあり得るのは当然のことであるが、そうであるからといって、「いじめ」に該当する行為がいかなるものであっても当然に被害者に対する民法上の不法行為を構成するとまで認めることはできない

いじめの不法行為としての判断基準に適用
 【民法第709条】「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。」 **民法上の不法行為**

いじめ防止対策推進法の定義

いじめ防止のための基準 & 権利・利益侵害判定の基準

学校に求められる公正かつ客観的な事実把握
 要件→被害の存在・・・流動性もあり、継続性・反復性・時に単発でも優位から劣位へ(力のアンバランスと乱用)

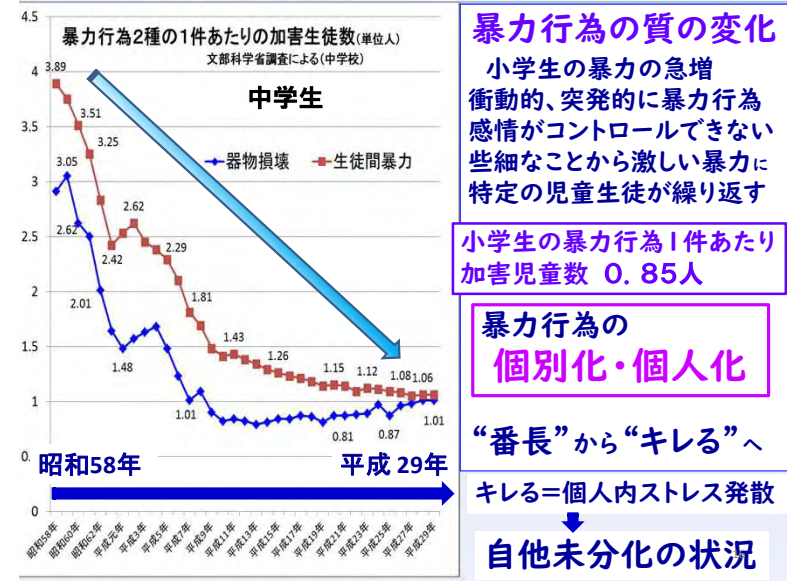
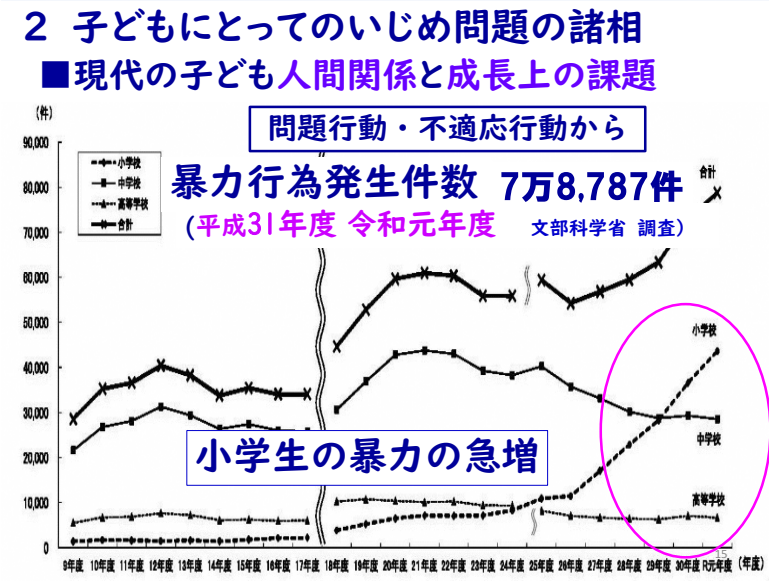
加害・被害の二元論の社会文化

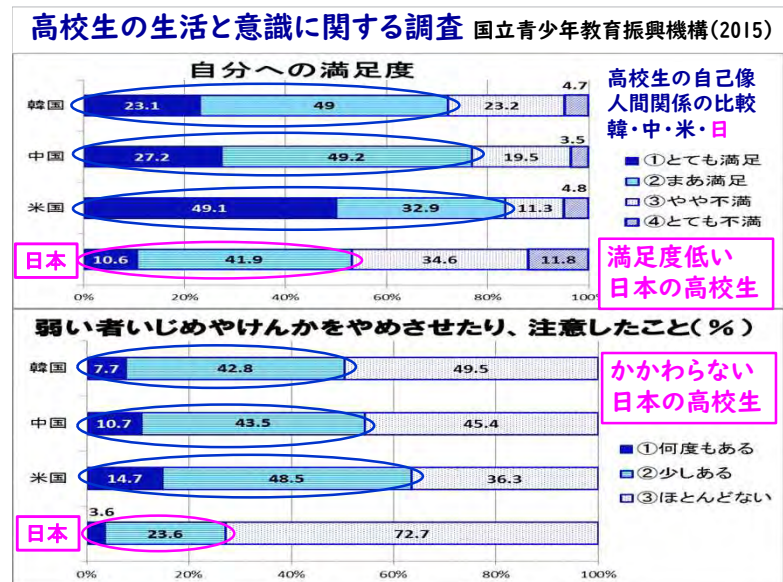
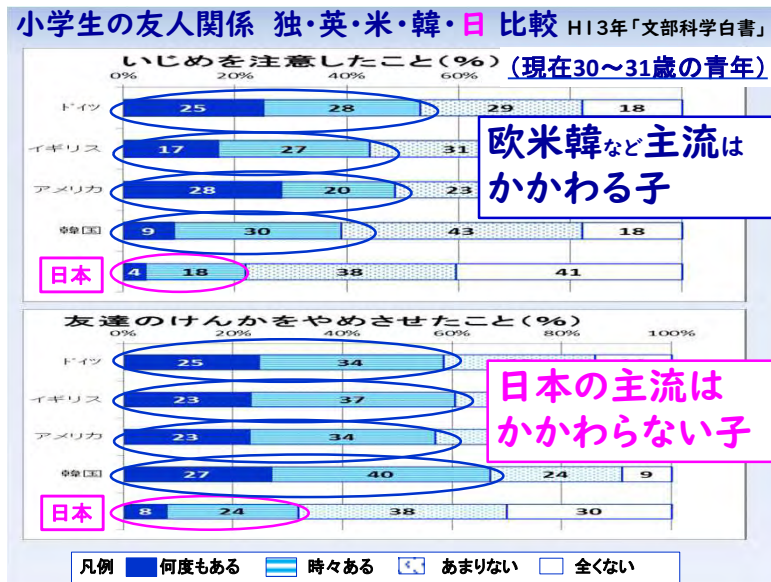
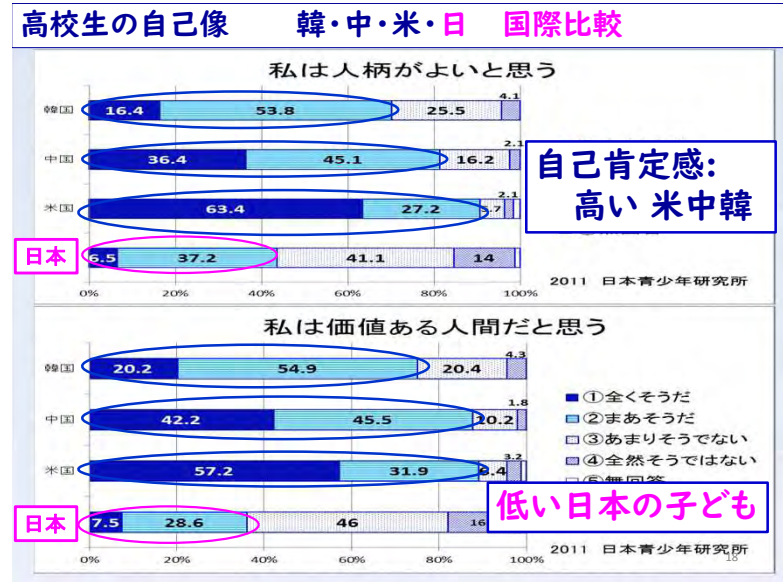
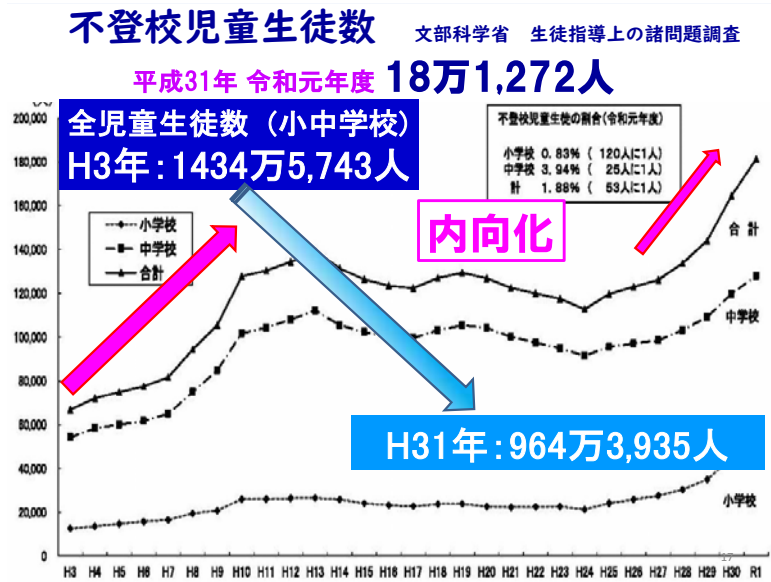
損害賠償場面 乖離 子どもの成長や人間関係
 二元論では理解できない子どもの人間関係といじめ

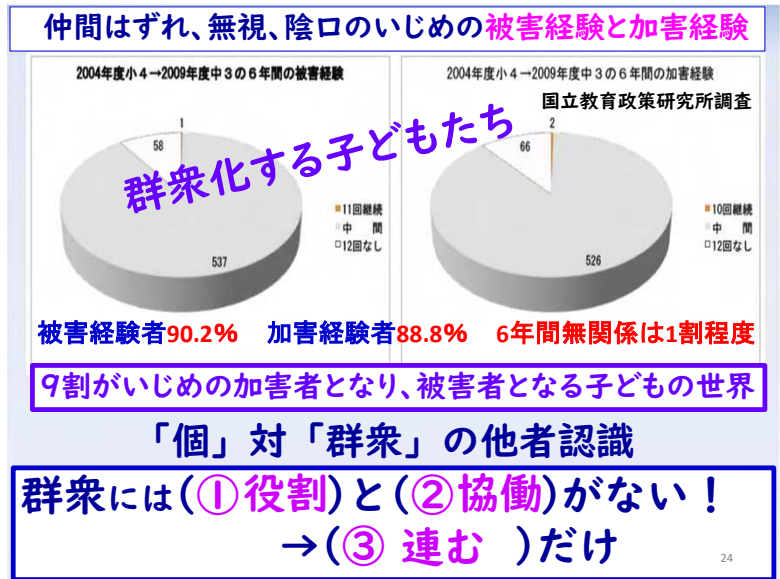
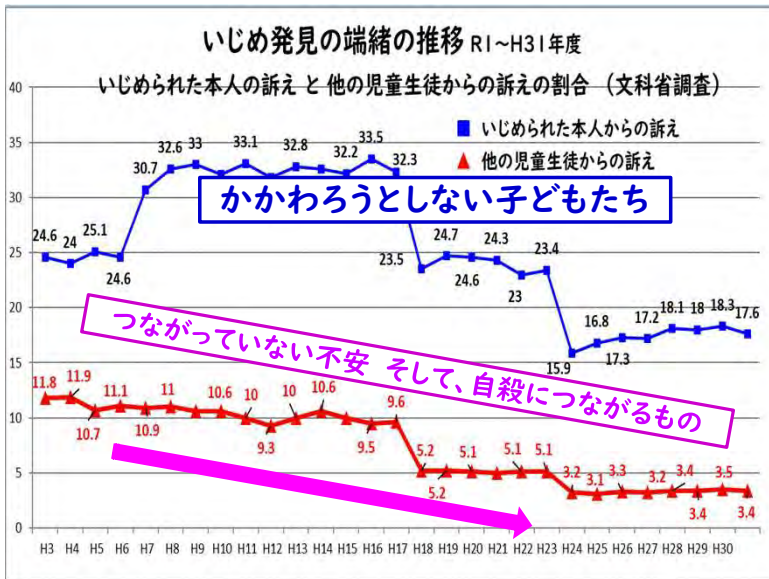
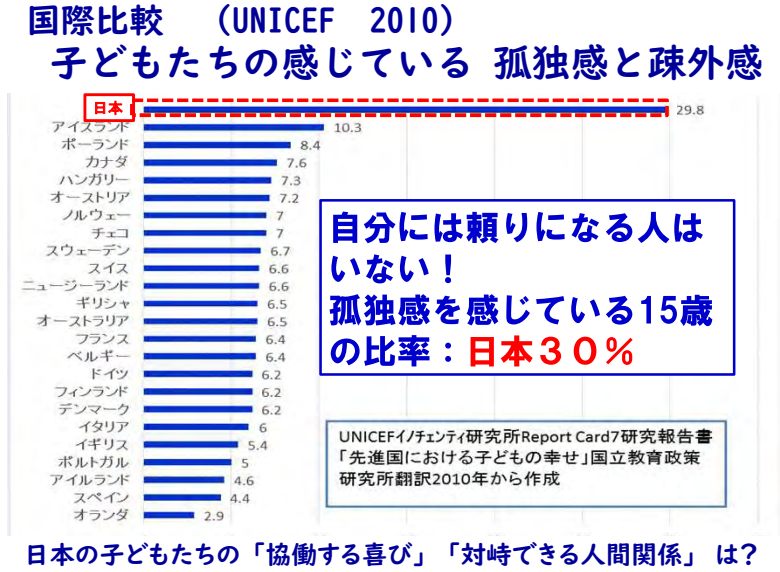
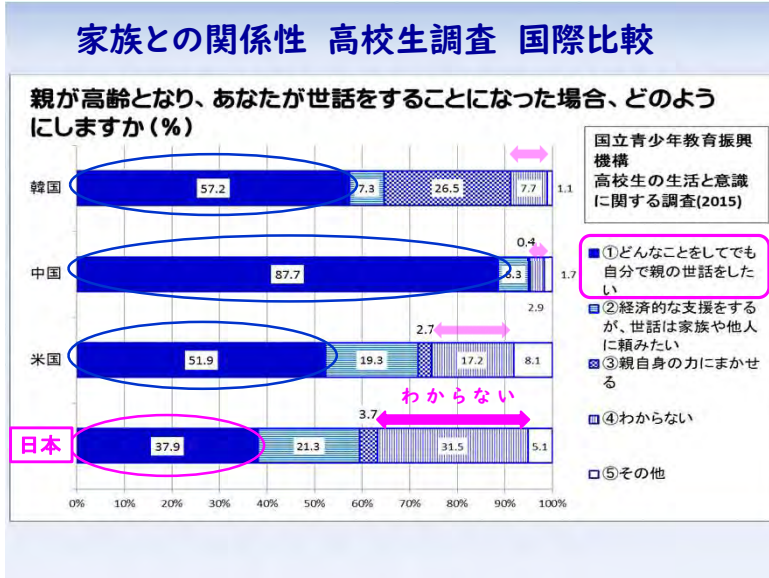
■ もう一つのいじめの定義 関係性の病理

四層構造モデルと定義 「同一集団内の相互作用過程において優位に立つ一方が、意識的に、あるいは集合的に他方に対して精神的・身体的苦痛を与えること」

大阪市立大学名誉教授 森田洋司氏
 「いじめとは何か」2010年中央公論社







■ 四層構造モデルの先に見えているもの
 人間関係の希薄化 → 個人対 群衆(マス)の他者認識
 群衆化する子どもたち(いじめの温床)
 いじめ発生の必然性! 加害意識の欠落!

いじめの背景にある 希薄な人間関係

かかわらない子どもたち → 不安から不信へ
 自己肯定感低い子どもたち → そして警戒、孤立

不安、不信が生むいじめ

加害・被害の二元論 関係性の病理 関係性の危機

社会問題としてのいじめ 乖離 子どもの世界のいじめ

◆大人による解決の限界 ◆自殺未遂の背景にあるもの
 ◆「大人は入ってこないでください」 横浜子ども会議から

現代の子どもたちの成長上の課題

人間関係の希薄化 ⇒ ⇒ 行動の個人化・個別化
 集団に依拠しない行動 克服できない自己中心性
 対人関係能力の未習得 社会規範意識の欠如
 ⇒ ⇒ 精神的・社会的自立の遅れ

個別化 自閉化 内向化 心の成長(自立)を考える視点 群衆化と孤独感

対峙できる人間関係の喪失

自己理解▲ → 自己適応の不全
 他者理解▲ → 環境適応の不全

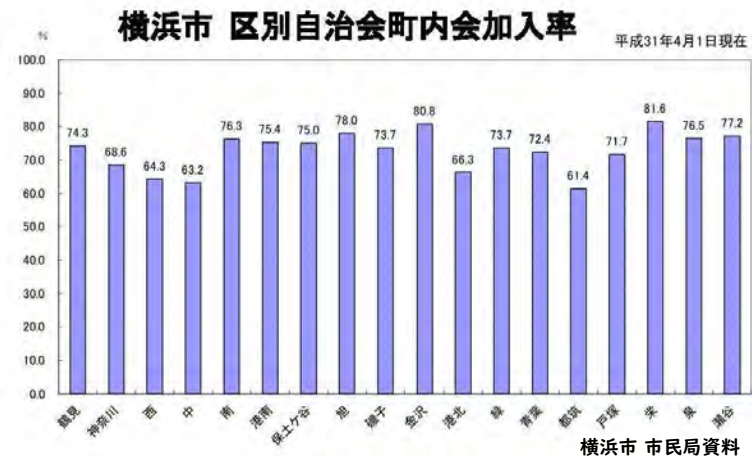
共感 葛藤 客観的 自己認識

自他への ↓ 不安と不信

多様な問題行動や 不適応 いじめ ネット依存 犯罪等

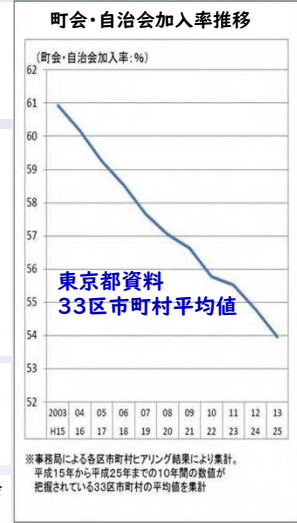
3 大人社会の問題としてとらえる「いじめ」

■ 地域社会のつながり=失われる「協働」と「役割」



■ 地域のつながりとソーシャルキャピタル(社会関係資本)

- ◆子ども会の全国加入者数調査
 1982年度 約835万人
 2015年度 約280万人
- ◆店員等への悪質クレマー調査
 暴言・威嚇・脅迫・長時間拘束・セクハラ・暴力・土下座強要・ネット誹謗中傷
 (流通サービス系労組調査 2017年)
 回答者の73.9%が被害
- ◆地域活動に全く参加してない人の比率
 東京都:62.7% 神奈川県:48.2%
 茨城 群馬 栃木 山梨:35%



東京都資料 基礎的自治体の規模・能力と自治 - 特別区協議会
<http://www.soumu.metro.tokyo.jp/05gyousei/jichiken/pdf/0403.pdf>

◆「ソーシャル・キャピタル」日本は世界で **101位** 位

「ソーシャル・キャピタル(社会関係資本)」

家族以外のネットワーク

コミュニティ、ボランティアや地域活動への参加など
社会や地域における人々の信頼関係や結びつき

イギリスのレガタム研究所の2017年版のランキング

日本=全世界149カ国中、**101位** 先進国で最低

他の指標「健康」や「安全性」などでは高い数値を獲得
「ソーシャル・キャピタル」だけが突出して低い

国際機関OECD(経済協力開発機構)の調査(2005年)

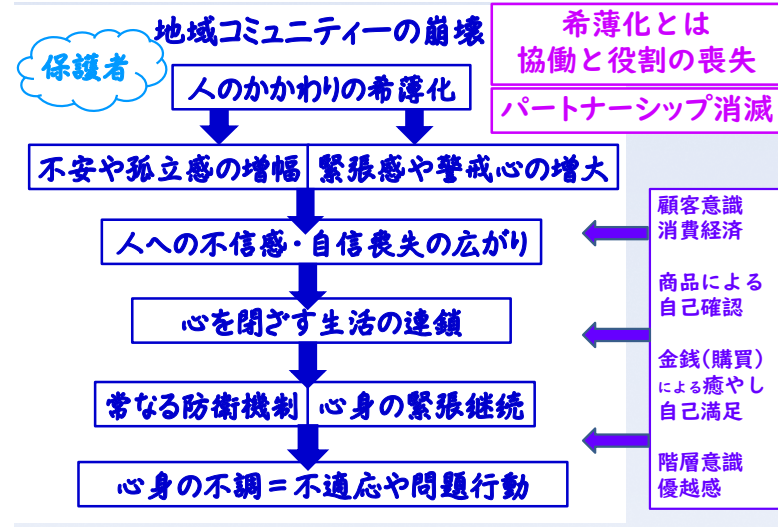
友人、同僚、その他コミュニティの人と

「ほとんど付き合わない人」の比率 **15.3%**!

平均(6.7%)の2倍以上 **加盟国中トップ**

出典:『世界一孤独な日本のオジサン』(角川新書) 岡本純子著

■ 孤立する家庭 = 家庭・地域の教育力の低下



家庭の役割 = 自立を促し社会に送り出すこと

保護者と教師は子育て・教育活動の **パートナー**

家庭の役割 = 自立を促し、社会に送り出すこと

確かな関係性 = 対峙できる人間関係

保護者の生き方 から実感する子供たち

子どもの「自信の源!」

教育力向上

顧客意識を捨てる

「情報的資源」

「ネットワーク資源」

家庭が 地域協働の
役割を果たし、自ら
コミュニティーを
つくる

学校・地域社会の
パートナーシップ

「人的資源」

「物的資源」

「金的資源」

若者の居場所の数と自己の将来像(10年後の自己像)

「ほっとできる、居心地の良い場所としての居場所」 現在の数1つ~6つ

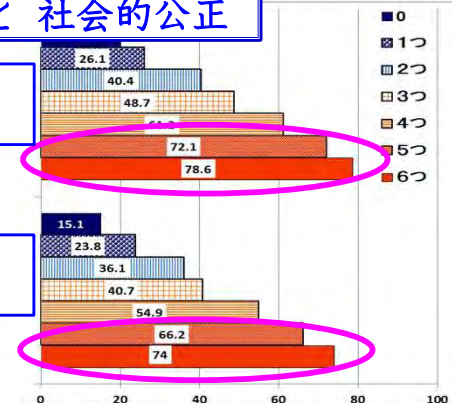
①自分の部屋 ②家庭 ③学校 ④職場 ⑤地域 ⑥インターネット空間

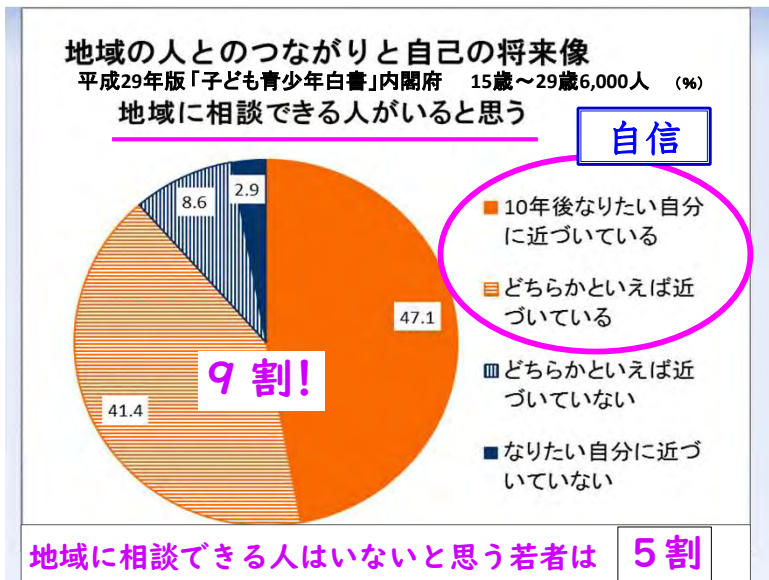
平成29年版「子ども青少年白書」内閣府 15歳~29歳6,000人 (%)

自信 と 社会的公正

10年後は、なりたい自分に近づいている

10年後は、周りの人や社会の役に立っている





4 いじめ問題の克服のために 育成の視点

幼児教育・育児・発達心理学の視点から

「ギャングエイジ」はどこへ行ったのか?

ケンカをしたときは、「知らん顔」して見守りなさい。泣いたらやめるのよ」と「ケンカ両成敗」は幼児の場合も原則。

子どもはケンカから親が教えることのできない感覚や感情を学びます。

子どもはケンカによって社会性を身につけ、積極的に行動していきます。 出典:ダイヤモンドオンライン

久保田 競 氏 脳科学の権威 京都大学名誉教授、医学博士
 久保田カヨ子 氏 「脳科学おばあちゃん」こと 久保田式育児法を確立著書:『天才脳をきたえる3・4・5歳教育』・・・教育学博士。東京女子大学名誉教授。専攻は発達心理学、家族心理学

孤立・警戒する大人 失敗を受け止められない大人

「ギャング集団」といわれる異年齢の子どもたちとの遊びや活動も影を潜めました。

親の知らないところで、子どもはけんかしたり、よそのおとなに叱られたり、他の子のやりとりを見たり、といった体験を通して対人関係を身につけていったのです。

保育園では、先生から世話を受け、友だちから何かしてもらった嬉しい体験や、逆にけんかなど自分と他者との対立も経験します。こうした豊かな対人関係は、他者の心を敏感に察する力を育む場でもあります。

出典:「子どもが育つ条件 一 家族心理学から考える」 岩波新書

柏木 恵子 氏 教育学博士。東京女子大学名誉教授。専攻は発達心理学、家族心理学。著書:「家族心理学—社会変動・発達・ジェンダーの視点」「子どもの「自己」の発達」・・・

自分に自信がもてず、人間関係に臆病な子どもたち

思春期

青年期

子どもたちの成長の力は、コミュニケーションに **つながり** と **安心** を求める **自己の存在理由** を探す!

しかし、傷つくことや葛藤への 臆病さから (自信のなさ)

遠のく自立 成長の矮小化

ネット世界のつながり=逃げ場・代用・錯覚

乏しいコミュニケーション能力→個別化・群衆化→ **A**

進まぬ自己理解・他者理解→ 自己や環境への不適応→ **B**

狭い人間関係と依存傾向→ **C** 様々な問題行動や挫折→ **D**

多様な問題行動 不適応行動 **いじめ** ネット依存 キレル・・・

■ 子どもたちに「対峙できる人間関係」を!

◆ 子どもの成長の力が「かかわり」を求めている

→葛藤 →失敗 →共感 →仲間意識 →自己認識の深まり

「自己理解」から「他者理解」への支援

「自分づくり」「仲間づくり」「集団づくり」スキル

育てたい 子ども自身による問題解決力

◆ 「居場所」の多い子どもほど、
自信にあふれ、将来の社会貢献への意識が高い

◆ 多様な人間関係と相互理解の体験を!

→社会スキルの育成 →コミュニケーション能力の育成

◆ 子どもの問題解決力と健全な集団づくりの能力育成

■ 未来の創り手となる たくましい子どもの育成

現実の生活や育成過程において **関係性の保障**

● 人々と協働することに喜びを見出していること

● 対峙できる人間関係を積み重ねてきていること

目標と情熱!

役割と責任!

仲間意識と葛藤!

共感と感動!

協働 対峙できる人間関係

コミュニティとしての学校 **地域コミュニティ復権**

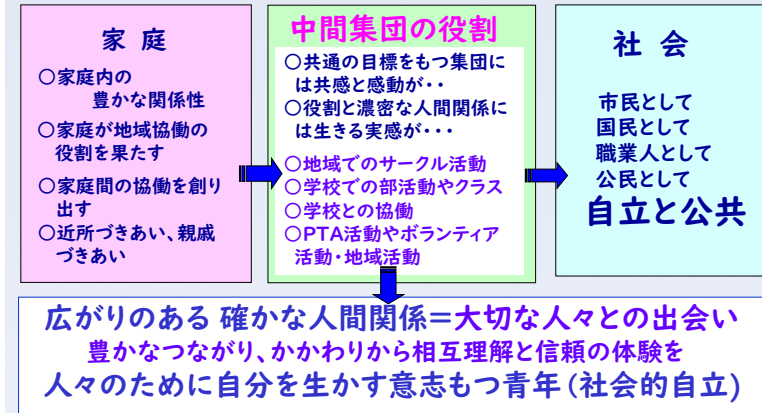


自立へのたくましい成長=いじめの克服 問題行動等防止

■ 家庭・地域社会の役割と“中間集団”

子どもたちに「対峙できる人間関係」を!

家庭が協働と役割を果たしコミュニティーをつくる



5 いじめ問題対策連絡協議会の提言に向けて

一 多様なコミュニティーを創造し、大人社会の相互信頼を高めることで、子どもに安心できる空間を提供しよう。

一 地域・家庭の役割と自覚において、子どもたちに、幼い頃から多くの「大切な人」との出会いを創ろう。

一 子どもたちが自他の尊さや人とのつながりを実感し、自ら問題を解決していけるたくましい心を育てよう。

ご静聴、ありがとうございました。

横浜の子どもたちの健やかな成長をお祈り申し上げます。近藤 昭一

令和2年度 第2回 横浜市いじめ問題対策連絡協議会

「いじめ防止に向けた提言」策定について

これは、子どもに関わる全ての大人に向けた青少年の健全育成のための提言です。

いじめ防止に向けた提言(案)

- 一 多様なコミュニティを創造し、大人社会の相互信頼を高めることで、子どもに安心できる空間を提供しよう。
- 一 地域・家庭の役割と自覚において、子どもたちに、幼い頃から多くの「大切な人」との出会いを創ろう。
- 一 子どもたちが自他の尊さや人とのつながりを実感し、自ら問題を解決していけるたくましい心を育てよう。

＜提案の主旨＞

今年度、新型コロナウイルス感染症拡大予防のための緊急事態宣言を受けて、学校はおよそ3か月の休業となった。長期間の休業中、大人も子どもも、人とのかかわりを減らす努力をすることが命を守ることになり、「人とのつながり」が分断された状況に陥った。しかし、本来、人と関わることは、お互いに、温かさや安心をもたらすことであり、孤立を防ぐことである。この社会状況を契機として、今、改めて「人とのつながり」の大切さについて考えていく必要がある。

いじめ防止対策推進法には、「いじめについては社会総がかりで取り組むこと」、横浜市いじめ防止基本方針には、「特定の子供や立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組むこと」と示されている。新型コロナウイルス感染症に伴う、偏見や差別の問題の発生、そうした問題に対して倦厭する社会の雰囲気から脱却し、改めて、大人も子どもも共に「いじめ」について考え、自分事として行動していくことは重要である。

コロナ禍と言われる今だからこそ、社会全体で「いじめ」と向き合い、改めて「いじめ」の捉え直しをしていく必要があるのではないだろうか。子どもたちを取り巻く大人が、信頼関係を結び、関わり合える社会をつくっていくことは、温かく寛容な風土を醸し、子ども達を柔らかく包むことであり、社会全体で「いじめ」そのものを乗り越えていくことに他ならない。今年度は「いじめ防止市民フォーラム」の開催は中止となったが、本協議会が、「いじめ防止に向けた提言」を策定・発信することを通して市民全体が一丸となって、今後一層、取組を深化させていきたいと考える。

＜「いじめ防止に向けた提言」策定までの流れ＞

- 神奈川大学 近藤昭一先生の講演（「つながりは、ともに いじめを乗り越える力になる ～今だからこそ、大人として できること～」）を通して、いじめ問題の実態と背景について、客観的なデータを根拠にしながら整理した上で、いじめを乗り越えるために、「今だからこそ、大人としてできること」について、「つながり」をキーワードにして、提言につながるご示唆をいただく。
- 講演を踏まえ、近藤先生にファシリテーションしていただきながら、「いじめ防止に向けた提言」策定に向けて、協議を行う。

令和2年度「いじめ防止啓発月間（12月）」実施要項

1 趣旨

本市においては、「横浜市いじめ防止基本方針」に基づき、社会全体でいじめ根絶を目指し取組を進めており、その基本方針において、12月を「いじめ防止啓発月間」と位置づけています。

この啓発月間の取組をより効果的なものとするため、「横浜市いじめ問題対策連絡協議会」において合意された、啓発月間における市全体での協働の取組を実施します。

2 実施期間

令和2年12月1日（火）から31日（木）までの1か月間

3 実施内容

（1）いじめ防止に向けた「のぼり」「ポスター」の活用

12月の「いじめ防止啓発月間」のシンボルとして、いじめ防止に向けた「のぼり旗」や「いじめ防止啓発ポスター」を啓発活動に活用することにより、活動を活性化させ、全市におけるいじめ防止の取組を推進します。

【のぼり旗の活用】

- ・全市立学校で、あいさつ運動や朝会での活用や昇降口等へ掲示
 - ・いじめ問題対策連絡協議会に係る関係機関・団体や区役所等での掲示など、いじめ防止に向けた啓発に活用
- *昨年度に引き続き今年度も新たに作成（11月中旬頃配付予定）

【ポスターの活用】 B2版

- ・全市立学校及びいじめ問題対策連絡協議会に係る関係機関・団体、区役所等にて「いじめ防止啓発月間」を中心に掲示し、いじめ防止に向けた啓発活動に活用（11月上旬頃配付予定）

（2）市営地下鉄での啓発

車両ドアの上にある情報装置に広告を掲出（12月1日～31日）

横浜市営地下鉄ブルーラインの車両ドアの上にある情報装置に広告を掲出し、いじめ防止の啓発を図ります。

『12月は横浜市いじめ防止啓発月間です～やめよう いじめ つなごう 友情～

◆◆横浜市いじめ問題対策連絡協議会◆◆』



(3) 「いじめ防止啓発月間スタートイベント」の開催

12月の「いじめ防止啓発月間」の取組の一環として、子どもの健全育成に係る関係機関と協働で、「いじめ防止啓発月間スタートイベント」を開催し、「横浜市いじめ防止への提言」を発信するとともに、いじめ防止啓発を広く市民に広報します。

ア 開催日時・会場

令和2年12月7日（月） 全日 09:00～17:00
横浜市庁舎 1階アトリウム

イ 開催内容

テーマ

「つながり」は、ともに いじめを乗り越える力になる
～子どもにできること、大人にできること、みんなにできること～

【メインイベント次第】 14:00～15:30（受付 13:30）

- 1 開会
- 2 主催者挨拶（会長） 3分
- 3 教育委員会挨拶（教育長） 3分
- 4 横浜子ども会議の取組報告 20分
栄区 小山台中学校ブロック
- 5 パネルディスカッション 50分
「いじめ防止に向けた提言」を踏まえて、考えること・できること
<出演者>ファシリテーター：近藤 昭一氏（神奈川大学特任教授）
秋好 直樹氏（保護者代表 市P連会長）
岩間 文孝氏（関係機関代表 市子ども支援協議会会長）
〇〇〇〇（教員代表 〇〇学校）
中沢小学校 児童代表 旭中学校 生徒代表
- 6 閉会

【映像上映】

※パブリックビューイングを活用し、関連の映像を上映する。

上映予定時間：9:00～13:00、15:30～17:00

ウ 主催

横浜市いじめ問題対策連絡協議会

いじめ問題等に関する各機関・団体の取組について

～令和元年度活動実績・2年度年間計画～

資料4

	令和元年度活動実績	令和2年度 年間計画(予定)
横浜地方法務局	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの人権110番（フリーダイヤル0120-007-110）による常設相談 申告、情報等に基づく人権侵犯事件立件による調査・救済手続 「子どもの人権SOSミニレター」を県内の小中学生に配布し、寄せられた相談ごとに個別対応を実施 Jリーグと連携した啓発活動の実施 人権教室（未就学児）の実施 人権キャラバン（小・中学生に対する人権教室）の開始 全国中学生人権作文コンテストの実施 とどけよう「絵とことば」のコンテストの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの人権110番（フリーダイヤル0120-007-110）による常設相談 申告、情報等に基づく人権侵犯事件立件による調査・救済手続 「子どもの人権SOSミニレター」を県内の小中学生に配布し、寄せられた相談ごとに個別対応を実施 <p>※啓発活動等については、新型コロナウイルス感染症の影響により実施未定</p>
神奈川県警察本部	<ul style="list-style-type: none"> いじめ問題をテーマとした「非行防止教室」「命の大切さを学ぶ教室」「非行防止・被害防止サミット」及び「高校生による非行防止教室」の開催 少年相談活動を通じ、いじめ事案を早期に把握しての対応の実施 学校警察連携制度を活用した個々の児童・生徒への指導・支援の実施 いじめ加害者、被害者に対する継続補導及び継続的支援の実施 事件対応 	<ul style="list-style-type: none"> いじめ問題をテーマとした「非行防止教室」「命の大切さを学ぶ教室」「非行防止・被害防止サミット」及び「高校生による非行防止教室」の開催 少年相談活動を通じ、いじめ事案を早期に把握しての対応の実施 学校警察連携制度を活用した個々の児童・生徒への指導・支援の実施 いじめ加害者、被害者に対する継続補導及び継続的支援の実施 事件対応
横浜市青少年指導員連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> 全市一斉夜間パトロール（7月）、全市統一行動キャンペーン（10～11月）の実施 横浜市内の各区・地区青少年指導員（連絡）協議会において、いじめ問題等、青少年が抱える様々な課題に関する研修会を実施するなど、青少年の抱える課題や周囲の環境等の実態把握に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 全市一斉夜間パトロール（例年7月） ※新型コロナウイルス感染症の影響により中止 全市統一行動キャンペーン（例年10～11月） ※実施予定だが今後要検討 横浜市内の各区・地区青少年指導員（連絡）協議会において、いじめ問題等、青少年が抱える様々な課題に関する研修会を実施するなど、青少年の抱える課題や周囲の環境等の実態把握に努める。
横浜市子ども会連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止啓発の取組として、役員会、区子連長会などの会議議題にいじめ防止関連項目を加えていじめ防止啓発を図った。 全国子ども会連合会発行の「人間関係開発のプログラム研究」の中の「子ども会式いじめ対応プログラム」を抜粋して区子連長会を通じ子供会に周知し、啓発を図った。 行事等で機会があるごとにできる限りのぼり旗、ポスターなどを掲出し啓発を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止啓発の取組として、役員会、区子連長会などの会議議題にいじめ防止関連項目を加えていじめ防止啓発を図る 全国子ども会連合会発行の「人間関係開発のプログラム研究」の中の「子ども会式いじめ対応プログラム」を抜粋して区子連長会を通じ子供会に周知し、啓発を図る 行事等で機会があるごとにできる限りのぼり旗、ポスターなどを掲出し啓発を図る
横浜子ども支援協議会	<p>〈横浜子ども支援協議会の取組〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ハートフルスペース、ルームに通室している児童生徒が、民間の活動への参加することや民間の児童生徒が教育支援センターの活動に参加をするなどの交流行事を実施。 あわせて、教育支援センターの職員が民間教育施設に見学を行うイベントや、教育支援センター主催の保護者の集いでファシリテーターや体験発表者を紹介するなど協働を行う。 教育支援センターと共同アンケートの実施など。 <p>〈横浜子ども支援協議会 事務局 教育支援協会の取組〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年度同様の取組を継続実施 	<p>〈横浜子ども支援協議会の取組〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ハートフルスペース、ルームに通室している児童生徒が、民間の活動への参加することや民間の児童生徒が教育支援センターの活動に参加をするなどのスポーツ医科学センターや芸能鑑賞会、保育体験など交流行事を予定 （ただし、新型コロナウイルス感染症の状況次第で中止の場合あり） あわせて、教育支援センターの職員が民間教育施設に見学を行うイベントや、教育支援センター主催の保護者の集いで民間教育施設の紹介や体験発表者を紹介するなど協働事業を予定。 （ただし、新型コロナウイルス感染症の状況次第で中止の場合あり） <p>〈横浜子ども支援協議会 事務局 教育支援協会の取組〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度同様の取組を継続実施予定 家庭訪問による学習支援事業の受託
横浜市PTA連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> 人権に関する研修の開催（区部P連、単位PTAなどによるものを含む） 「いじめ防止市民フォーラム」への参加（横浜市教育委員会） ・・・市P連役員及び各区部より代表者が参加 「人権啓発講演会」への参加（市民局）・・・市P連役員及び各区部より代表者が参加 三行詩コンクールの実施・・・三行詩優秀作品集の配付 <p style="text-align: right;">他</p>	<ul style="list-style-type: none"> 人権に関する研修の開催（区部P連、単位PTAなどによるものを含む） いじめ防止市民フォーラムへの参加 人権啓発講演会への参加 三行詩コンクールの実施 <p style="text-align: right;">他</p>

	令和元年度活動実績	令和2年度 年間計画(予定)
横浜市立学校	<ul style="list-style-type: none"> ・校内いじめ防止対策委員会での進捗管理 ・学校運営協議会やまちとともに歩む学校懇話会での状況の報告 ・中学校ブロックによる年間を通した「横浜子ども会議」によるいじめの未然防止に向けた子ども主体の取組 ・子どもの社会的スキル横浜プログラムを授業で実施 ・Y-P「学校生活についてのアンケート」の実施と支援検討会 ・学校主催「教職員・PTA・地域による人権研修会」の実施 ・ケータイ・スマホ安全教室（小4年生以上）、非行防止教室（小1～4年生）の実施 ・性被害加害防止のための教育（命の教育、保健学習、学級指導等） ・校長会生徒指導・児童指導研究部会で事例協議（毎月） ・区専任会、区代表者専任会（毎月） ・中学校防犯サミットの区単位の実施 ・各区学校経営推進会議における「再発防止策に係る研修」の実施 ・小学校における一部教科分担制の実施（推進校32校） 	<ul style="list-style-type: none"> ・校内いじめ防止対策委員会での進捗管理 ・学校運営協議会やまちとともに歩む学校懇話会での状況の報告 ・中学校ブロックによる年間を通した「横浜子ども会議」によるいじめの未然防止に向けた子ども主体の取組 ・子どもの社会的スキル横浜プログラムを授業で実施 ・Y-P「学校生活についてのアンケート」の実施と支援検討会 ・学校主催「教職員・PTA・地域による人権研修会」の実施 ・ケータイ・スマホ安全教室（小4年生以上）、非行防止教室（小1～4年生）の実施 ・性被害加害防止のための教育（命の教育、保健学習、学級指導等） ・校長会生徒指導・児童指導研究部会で事例協議（毎月） ・区専任会、区代表者専任会（毎月） ・中学校防犯サミットの区単位の実施 ・各区校長研修の中で「いじめに関する研修」の実施 ・小学校における一部教科分担制の実施（推進校85校） ・カウンセラーによる心理教育や心のケアのアンケート等を活用して長期休校後の子どもの状況を把握し、教育相談等、子どもたちの安心につながる指導や環境づくりをすすめたりする。 ・学校再開スタートプログラム等を活用し子どもが学校生活に安心や楽しさを感じられるようにする。
横浜市児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめに関する相談及び個別対応の実施（31年4月～）新規受付相談件数は30件程度 ・いじめ防止月間における啓発活動の実施（元年12月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめに関する相談及び個別対応（新規受付相談件数は30件程度／年） ・いじめ防止月間における啓発活動の実施（2年12月） ・各区学校専任会への出席、情報共有
区福祉保健センター	<p>【南区実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童支援、生徒指導専任教諭協議会へ参加（月1回） ・小中学校訪問及び意見交換(随時) ・子ども家庭支援相談業務連絡会（月1回） ・東部学校教育事務所地域連携推進担当課長会（年3回） ・学校カウンセラー、スクールカウンセラー、教育委員会、区役所の連絡会（年1回） ・学校・家庭・地域連携事業による支援 ・子ども食堂などの居場所づくり活動の支援 	<p>【南区計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童支援、生徒指導専任教諭協議会へ参加（月1回） ・小中学校訪問及び意見交換(随時) ・子ども家庭支援相談業務連絡会（月1回） ・東部学校教育事務所地域連携推進担当課長会（年3回） ・学校カウンセラー、スクールカウンセラー、教育委員会、区役所の連絡会（年1回） ・学校・家庭・地域連携事業による支援 ・子ども食堂などの居場所づくり活動の支援
市民局	<ul style="list-style-type: none"> ・人権よこはまキャンペーン ・全国中学生人権作文コンテスト横浜市大会 ・人権擁護委員による「人権キャラバン」の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ組織と連携した啓発活動（11月） ・市民向け人権講演会（11月） ・人権擁護委員による「人権キャラバン」（11～3月） ・人権よこはまキャンペーン（12月） ・全国中学生人権作文コンテスト横浜市大会 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催中止
子ども青少年局	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年の健全育成、自立支援施策を進める中で、いじめ問題等についても対応（例：青少年指導員、よこはまユースなど）（通年） ・青少年相談センターにおいて、青少年や家族から様々な悩み（いじめ問題含む）についての相談を受付（通年） 	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年の健全育成、自立支援施策を進める中で、いじめ問題等についても対応（例：青少年指導員、よこはまユースなど）（通年） ・青少年相談センターにおいて、青少年や家族から様々な悩み（いじめ問題含む）についての相談を受付（通年）
健康福祉局	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺対策、こころの電話相談、横浜いのちの電話相談（通年） 	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺対策、こころの電話相談、横浜いのちの電話相談（通年）

		令和元年度活動実績	令和2年度 年間計画(予定)
教育委員会	通年	<ul style="list-style-type: none"> 児童支援専任教諭の全小学校、義務教育学校への配置 小中一貫型カウンセラー配置完全実施（141中学校ブロック） スクールソーシャルワーカーの配置（39人） ※巡回型スクールソーシャルワーカーのモデル実施6中学校ブロック→36中学校ブロック 不登校児童生徒支援の手引き 全校配付 いじめ緊急対応チームによるいじめ事案の進捗管理 いじめ認知報告書 書式改訂 いじめ防止のための研修実施（各校） 横浜子ども会議の取組（通年） 横浜プログラム活用推進（通年）※実践推進校8校 いじめ110番事業 24時間365日体制 学校課題解決支援事業（適時） スクールスーパーバイザーの派遣（適時） 講師派遣によるネットリテラシー教育の推進（通年） ネットルールづくり（親子間・生徒間）推進プログラム作成（通年） ネットトラブル学校支援窓口設置（通年） 学校生活あんしんダイヤル（通年） 不登校児童生徒への家庭訪問による学習支援等（6月～） モデル校による「魅力ある学校づくり」調査研究事業（通年） 児童生徒記録管理システム稼働（4月）・運用（通年） SNSいじめ相談@かながわの試行実施（神奈川県と連携）（8～9月） 	<ul style="list-style-type: none"> 児童支援専任教諭の全小学校、義務教育学校への配置 平成29年度～小中一貫型カウンセラー配置完全実施（141中学校ブロック） ※スクールカウンセラー統括の配置（1名） スクールソーシャルワーカーの配置（50人） ※派遣型から中学校ブロック巡回型スクールソーシャルワーカー活用事業へ移行 ※トレーナースクールソーシャルワーカーの配置（3人） いじめ緊急対応チームによるいじめ事案の進捗管理 いじめ防止のための研修実施（各校） 横浜子ども会議の取組（通年） 横浜プログラム活用推進（通年）※実践推進校11校 いじめ110番事業 24時間365日体制 学校課題解決支援事業（適時） スクールスーパーバイザーの派遣（適時） 講師派遣によるネットリテラシー教育の推進（通年） ネットルールづくり（親子間・生徒間）推進プログラム作成（通年） ネットトラブル学校支援窓口設置（通年） 学校生活あんしんダイヤル（通年） 不登校児童生徒への家庭訪問による学習支援等（通年） 不登校児童生徒支援コーディネーターの配置 不登校児童生徒の支援に向けた特別支援教室等活用事業（モデル校8校）（通年） 児童生徒向け「相談カード」、保護者向け「相談リーフレット」改訂 児童生徒記録管理システム運用（通年） SNSいじめ相談@かながわの実施（神奈川県と連携）（5～3月）
	4月	<ul style="list-style-type: none"> 「子どもの社会的スキル横浜プログラム四訂版」の配付 第1回横浜市いじめ問題専門委員会 開催（4/18） 	<ul style="list-style-type: none"> 相談カード配付（全児童生徒用） 子育てに関する相談窓口リーフレット配付（保護者用） 第1回横浜市いじめ問題専門委員会 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催中止
	5月	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止のための校長研修(5/16・17・23・24) 第2回横浜市いじめ問題専門委員会 開催（5/16） 	<ul style="list-style-type: none"> 第2回横浜市いじめ問題専門委員会 開催（5/21） いじめ防止のための校長研修実施 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため延期 「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の中から一部を「学校再開スタートプログラム」として再編し、集団生活から離れていた子どもたちが、スムーズに日常の学校生活に慣れ、仲間との新しい関係づくりを進められるようにした。
	6月	<ul style="list-style-type: none"> 第1回横浜市いじめ問題対策連絡協議会 開催（6/5） 第3回横浜市いじめ問題専門委員会 開催（6/20） 横浜市児童・生徒指導中央協議会（6/27） 	<ul style="list-style-type: none"> 第1回横浜市いじめ問題対策連絡協議会 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催中止 第3回横浜市いじめ問題専門委員会 開催（6/18） 横浜市児童・生徒指導中央協議会 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催中止
	7月	<ul style="list-style-type: none"> 相談カード配付（全児童生徒） 子育てに関する相談窓口リーフレット配付（保護者用） 第4回横浜市いじめ問題専門委員会 開催（7/18） 高校横浜子ども会議 開催（7/16） 	<ul style="list-style-type: none"> 高校横浜子ども会議 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催中止 第4回横浜市いじめ問題専門委員会 開催（7/16）
	8月	<ul style="list-style-type: none"> 第5回横浜市いじめ問題専門委員会 開催（8/22） 横浜子ども会議区交流会の開催（8月下旬～） 	<ul style="list-style-type: none"> 横浜子ども会議区交流会の開催 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催中止 第5回横浜市いじめ問題専門委員会 開催（8/20）
	9月	<ul style="list-style-type: none"> 第6回横浜市いじめ問題専門委員会 開催（9/19） 	<ul style="list-style-type: none"> 第6回横浜市いじめ問題専門委員会 開催（9/17）
	10月	<ul style="list-style-type: none"> 第7回横浜市いじめ問題専門委員会 開催（10/17） 第2回横浜市いじめ問題対策連絡協議会の開催（10/30） 	<ul style="list-style-type: none"> 第7回横浜市いじめ問題専門委員会 開催（10/15） 第2回横浜市いじめ問題対策連絡協議会の開催（10/28）
	11月	<ul style="list-style-type: none"> 第8回横浜市いじめ問題専門委員会 開催（11/21） 	<ul style="list-style-type: none"> 第8回横浜市いじめ問題専門委員会 開催（11/19）

		令和元年度活動実績	令和2年度 年間計画(予定)
	12月	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止啓発月間（人権週間含む）による取組 ※実施内容は協議会で別途協議 いじめ防止市民フォーラム 開催（12/7） いじめ解決一斉キャンペーンの実施（12月） 第9回横浜市いじめ問題専門委員会 開催（12/19） 	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止啓発月間（人権週間含む）による取組 ※実施内容は協議会で別途協議 いじめ防止市民フォーラム 開催（12/5） いじめ解決一斉キャンペーンの実施（12月） 第9回横浜市いじめ問題専門委員会 開催（12/17）
	1月	<ul style="list-style-type: none"> 第10回横浜市いじめ問題専門委員会 開催（1/16） 	<ul style="list-style-type: none"> 第10回横浜市いじめ問題専門委員会 開催（1/21）
	2月	<ul style="list-style-type: none"> 第11回横浜市いじめ問題専門委員会 開催（2/20） 	<ul style="list-style-type: none"> 第11回横浜市いじめ問題専門委員会 開催（2/18）
	3月	<ul style="list-style-type: none"> 第12回横浜市いじめ問題専門委員会 開催（3/19） 保護者向けスマホケータイリーフレットの配付（小・中・特別支援学校 新1年生向け） 	<ul style="list-style-type: none"> 第12回横浜市いじめ問題専門委員会 開催（3/18） 保護者向けスマホケータイリーフレットの配付（小・中・特別支援学校 新1年生向け）
	連携など	<ul style="list-style-type: none"> 学校警察連絡協議会との連携（県・市・区） 児童支援専任教諭協議会、生徒指導専任教諭協議会との連携（通年） 校長会児童指導研究部会、生徒指導部会との連携（通年） 中学生人権作文コンテストの実施（市民局と連携） 横浜子ども支援協議会との連絡会（通年） 	<ul style="list-style-type: none"> 学校警察連絡協議会との連携（県・市・区） 児童支援専任教諭協議会、生徒指導専任教諭協議会との連携（通年） 校長会児童指導研究部会、生徒指導部会との連携（通年） 中学生人権作文コンテストの中止（市民局と連携）※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催中止 横浜子ども支援協議会との連絡会（通年）

令和元年度

「暴力行為」・「いじめ」・「長期欠席」の状況調査結果（小中学校）

令和元年度『神奈川県児童・生徒の問題行動等調査』による

1 暴力行為

5,184 件 [対前年度 248 件 (4.6%) 減]

小学校は微減 [対前年度 49 件 (1.2%) 減] (30年度 4,034 件→元年度 3,985 件)
中学校は減少 [対前年度 199 件 (14.2%) 減] (30年度 1,398 件→元年度 1,199 件)

- ・小中学校の暴力行為総計では前年度から 248 件 (4.6%) 減少しました。《新型コロナウイルス感染症拡大防止のための一斉臨時休業期間 (令和2年3月) を含みます。》
- ・小学校では生徒間暴力のみ 47 件 (1.5%) 増加し、前年度から対教師暴力が 35 件 (10.7%)、対人暴力が 9 件 (60%)、器物損壊が 52 件 (10.2%) 減少しました。
- ・中学校では生徒間暴力が前年度から 163 件 (16.0%) 減少し、暴力行為総件数は 6 年連続で減少傾向が続いています。
- ・組織 (チーム) 対応に加え、未然防止の取組や関係機関との連携強化をさらに進めていきます。

2 いじめ (認知件数)

5,630 件 [対前年度 84 件 (1.5%) 増]

小学校は増加 [対前年度 242 件 (5.9%) 増] (30年度 4,123 件→元年度 4,365 件)
中学校は減少 [対前年度 158 件 (11.1%) 減] (30年度 1,423 件→元年度 1,265 件)

- ・いじめの認知件数は小学校で 242 件 (5.9%) 増加していますが、中学校では 158 件 (11.1%) 減少しています。全体としては 84 件 (1.5%) 増加しています。《新型コロナウイルス感染症拡大防止のための一斉臨時休業期間 (令和2年3月) を含みます。》
- ・いじめの態様は「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が 66.3% と最も多いです。
- ・各学校ではアンケートや教育相談等を通じていじめの認知に努めていますが、児童生徒の中には苦しみを発信することができず、認知につながっていないことがまだあることも考えられます。いじめは「どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」ことを十分に認識し、なお一層早期発見に努めていきます。

3 長期欠席

6,786 人 [対前年度 410 人 (6.4%) 増]

不登校は増加 [対前年度 874 人 (17.6%) 増] (30年度 4,978 人→元年度 5,852 人)
不登校以外の長期欠席は減少 [対前年度 464 人 (33.2%) 減] (30年度 1,398 人→元年度 934 人)

- ・長期欠席者数 (年間 30 日以上欠席) は前年度より 410 人 (6.4%) 増加し 6,786 人でした。そのうち、不登校児童生徒数は 874 人 (17.6%) 増加し 5,852 人でした。長期欠席者数、不登校児童生徒数ともに毎年増加しています。
- ・病気による欠席者数は 350 人 (38.5%) 減少し 559 人、その他の理由による欠席者数は 114 人 (23.3%) 減少し 375 人でした。
- ・再登校だけでなく、社会的自立を目的とした家庭との連携や、医療・福祉・フリースクール等の機関連携をはじめ、在籍級以外の特別支援教室等での学習や ICT を活用した学習等、個の状況に応じた支援を進めていきます。

お問合せ先

教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課長 三嶽 昌幸

Tel 045-671-3706

1 暴力行為の発生状況【概要】

【表 1-1】全暴力行為の発生件数 【4形態の暴力行為（1）～（4）の合計】

	H27	H28	H29	H30	R1	増減	増減率
小学校	2,080	2,861	3,461	4,034	3,985	-49	-1.2%
中学校	1,826	1,476	1,468	1,398	1,199	-199	-14.2%
計	3,906	4,337	4,929	5,432	5,184	-248	-4.6%

(1) 対教師暴力の発生件数

	H27	H28	H29	H30	R1	増減	増減率
小学校	192	304	389	326	291	-35	-10.7%
中学校	145	112	104	91	88	-3	-3.3%
計	337	416	493	417	379	-38	-9.1%

(2) 生徒間暴力の発生件数

	H27	H28	H29	H30	R1	増減	増減率
小学校	1,525	2,060	2,442	3,185	3,232	47	1.5%
中学校	1,077	929	930	1,017	854	-163	-16.0%
計	2,602	2,989	3,372	4,202	4,086	-116	-2.8%

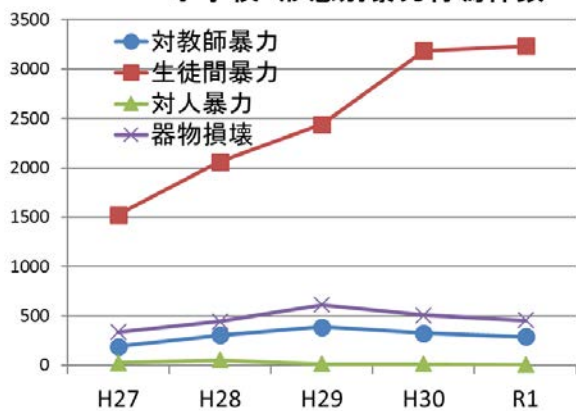
(3) 対人暴力の発生件数

	H27	H28	H29	H30	R1	増減	増減率
小学校	27	52	15	15	6	-9	-60.0%
中学校	11	29	14	4	6	2	50.0%
計	38	81	29	19	12	-7	-36.8%

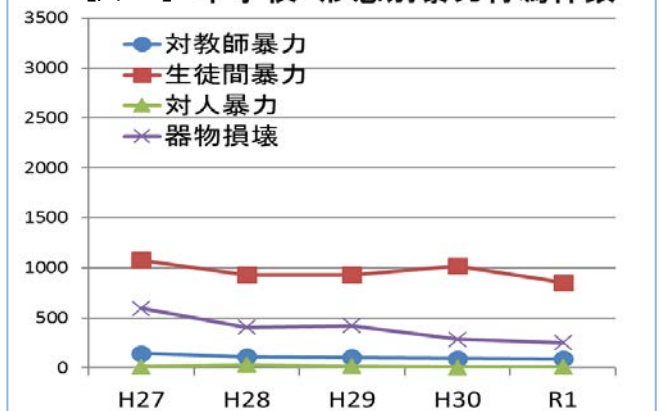
(4) 器物損壊の発生件数

	H27	H28	H29	H30	R1	増減	増減率
小学校	336	445	615	508	456	-52	-10.2%
中学校	593	406	420	286	251	-35	-12.2%
計	929	851	1,035	794	707	-87	-11.0%

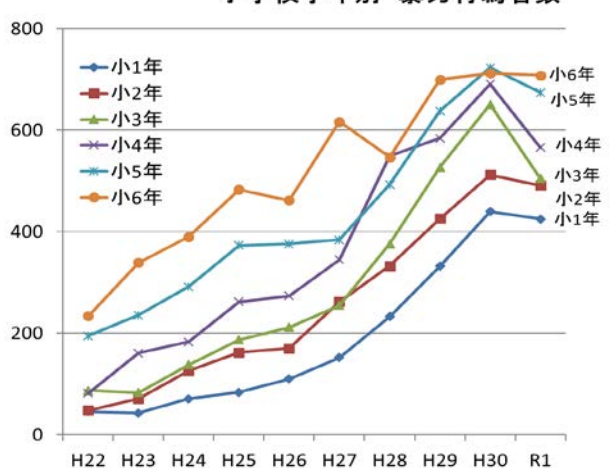
【図 1-A】 小学校 形態別暴力行為件数



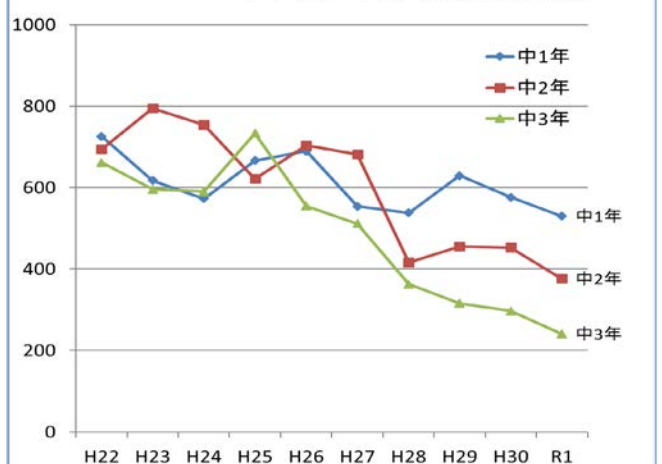
【図 1-B】 中学校 形態別暴力行為件数



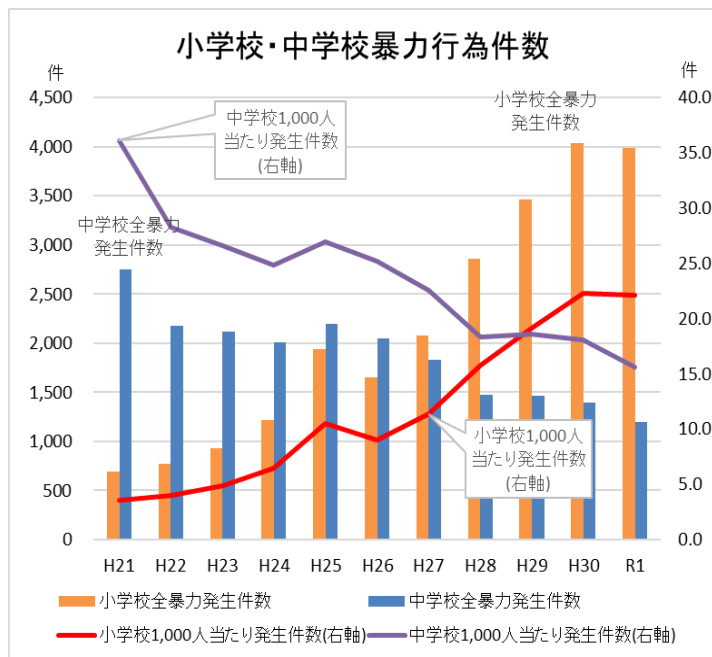
【図 1-C】 小学校学年別 暴力行為者数



【図 1-D】 中学校学年別 暴力行為者数



【図1-E】



【表1-2】特定の児童生徒が暴力行為を繰り返す状況 (過去5年の5件以上暴力行為を起こした人数と件数)

		H27	H28	H29	H30	R1
小学校	人数	57	66	74	78	100
	件数	547	667	778	621	820
中学校	人数	19	14	12	8	14
	件数	122	80	97	77	96

		人数	回数
小学校	1年	10	122
	2年	18	149
	3年	13	100
	4年	25	210
	5年	22	168
	6年	12	71
中学校	1年	9	58
	2年	4	28
	3年	1	10
合計	合計	114	916

【表1-3】特定の児童生徒が暴力行為を繰り返す状況 (R1 学年別人数と件数)

調査結果から

■ 小学校での暴力行為の発生件数は、前年度比1.2%の減少です。

- ・ 対教師暴力の発生件数が前年度比35件(10.7%)減、器物損壊の発生件数が同52件(10.2%)減とそれぞれ減少しましたが、生徒間暴力の発生件数は同47件(1.5%)増と引き続き増加しています。【表1-1】【図1-A】
- ・ 学年が上がるごとに暴力行為者数も増加する傾向が見られます。【図1-C】
- ・ 5回以上繰り返し暴力行為を起こした児童の数は前年度から22人増加し、その件数は前年度から199件(32.0%)増加しました。【表1-2】【表1-3】 発達の特長やコミュニケーション力の不足によるトラブルなど、年齢相応の社会的スキルが身につけていないことや学習のつまずきといったことが考えられます。

■ 中学校での暴力行為発生件数は6年連続の減少です。

- ・ 中学校では、暴力行為の総計が6年連続で減少しています。生徒間暴力が前年度から163件(16.0%)減少し、器物損壊が同35件(12.2%)、対教師暴力が同3件(3.3%)減少しており、全体として減少傾向が引き続き見られます。

【表1-1】【図1-B】

- ・ 中学校1年生の暴力行為の発生件数が最も多く、学年が上がるにつれて減少していく傾向が4年連続で続いています。

【図1-D】

分析と対策

- ・ 小学校では児童間での暴力行為の増加傾向が続いています。自分の思いを伝えたり、相手の思いを受け止めたりするコミュニケーションスキルや自分の感情をコントロールするスキルといった能力を身につける必要があると考えられます。学年が上がるにつれ暴力行為も増加する傾向があり、低学年の段階でしっかりと寄り添い、個に応じた丁寧な指導やきめ細かな支援をしていくことが暴力行為の減少に繋がると考えられます。
- ・ 中学校では6年連続で暴力行為が減少しています。「社会で許されないことは学校でも許されない」という毅然とした組織(チーム)による対応と、特に未然防止の取組が定着してきた成果と考えられます。
- ・ 引き続き専任教諭を中心とした組織(チーム)で対応すること、保護者との信頼関係と協力した指導、警察や児童相談所・療育センターといった関係機関との連携を強化することも大切です。
- ・ 横浜プログラムの活用や特別支援の視点を取り入れた教科学習等を学校全体で取り組んでいくことで学級や集団にあたたかな風土を醸成し、自分の存在を大切に思う自己肯定感の醸成にも繋がります。

※「子どもの社会的スキル横浜プログラム」は、子どもがコミュニケーション能力や人間関係を築く力を育むために横浜市が開発したプログラム。子どもが日常生活の様々な問題を自らの力で解決できるよう、年齢相応の社会的スキルを育成することを目的とする「指導プログラム」と学級や個人の社会スキルの育成の状況を把握し、改善の方法を探る「Y-Pアセスメント」から構成されています。

2 いじめの認知状況【概要】

(1) 【表2-1】いじめの認知件数

	H27	H28	H29	H30	R1	増減	増減率
小学校	1,343	2,985	3,566	4,123	4,365	242	5.9%
中学校	509	791	1,083	1,423	1,265	-158	-11.1%
計	1,852	3,776	4,649	5,546	5,630	84	1.5%

(2) 【表2-2】いじめの年度内における解消率

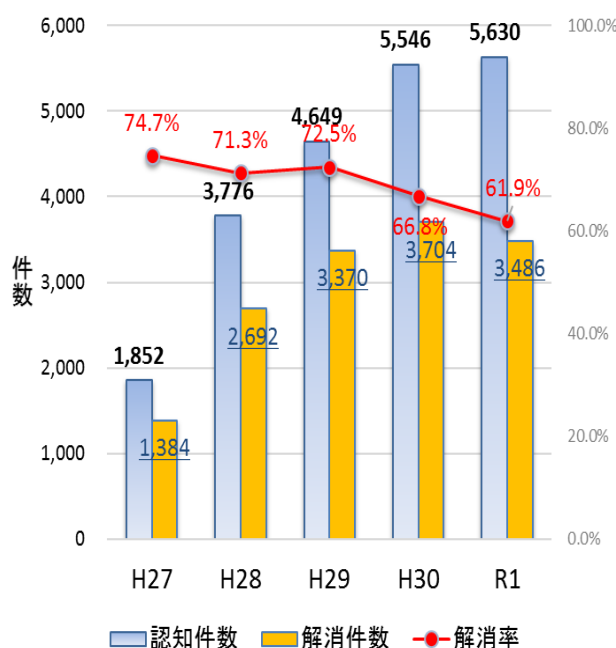
小学校	H27	H28	H29	H30	R1
認知件数	1,343	2,985	3,566	4,123	4,365
解消件数	1,018	2,154	2,605	2,785	2,738
一定解消	321	743	—	—	—
取組中	4	88	961	1,338	1,627
解消率	75.8%	72.2%	73.1%	67.5%	62.7%

中学校	H27	H28	H29	H30	R1
認知件数	509	791	1,083	1,423	1,265
解消件数	366	538	765	919	748
一定解消	142	220	—	—	—
取組中	1	33	318	504	517
解消率	71.9%	68.0%	70.6%	64.6%	59.1%

合計	H27	H28	H29	H30	R1
認知件数	1,852	3,776	4,649	5,546	5,630
解消件数	1,384	2,692	3,370	3,704	3,486
一定解消	463	963	—	—	—
取組中	5	121	1,279	1,842	2,144
解消率	74.7%	71.3%	72.5%	66.8%	61.9%

【図2-A】

いじめの年度内における解消率



(3) 【表2-3】いじめの態様（複数選択回答）

R1	小学校		中学校		小中学校計	
	件数	※割合	件数	※割合	件数	※割合
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	2,829	64.8%	903	71.4%	3,732	66.3%
仲間はずれ、集団による無視をされる。	604	13.8%	162	12.8%	766	13.6%
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	1,060	24.3%	147	11.6%	1,207	21.4%
ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。	331	7.6%	55	4.3%	386	6.9%
金品をたかられる。	53	1.2%	32	2.5%	85	1.5%
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	348	8.0%	75	5.9%	423	7.5%
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	556	12.7%	110	8.7%	666	11.8%
パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	74	1.7%	132	10.4%	206	3.7%
その他	158	3.6%	47	3.7%	205	3.6%
件数合計(複数回答)	6,013		1,663		7,676	
※認知件数		4,365		1,265		5,630

※割合：いじめ認知件数に対して各項目が占める割合

調査結果から

■ 小中学校総計では、いじめの認知件数が増加しました。(年度内解消率は61.9%)

- いじめの認知件数は前年度から小学校では242件(5.9%)増加、中学校では前年度から158件(11.1%)減少しました。小中合計では前年度から84件(1.5%)増加しています。【表2-1】
- 年度内での解消率は61.9%ですが【表2-2】【図2-A】国の「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定(H29.3)で「いじめの解消している状態」※として最低3か月の目安が示されたことにより、年度内での解消が確認することができな

いケースがあります。また安易に目安の3か月で解消とせず、慎重に見極めて解消の判断をしている結果とも考えられます。
 ※昨年度は、3月3日より新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業となりました。学校が再開した6月以降は、
 解消数が大幅に増えました。年度をまたぎ、当該児童生徒や保護者に心身の苦痛を感じていないかを丁寧に確認した結果で
 あると考えます。(県の調査に基づき、3か月後の令和2年7月末において、在籍している児童生徒に対して確認できた解
 消件数1,174件を加えた解消率は82.8%となっています。)

※「解消している状態」とは、①いじめに係る行為が3か月(目安)止んでいる ②当該児童生徒が心身の苦痛を感じていない
 (本人・保護者に面接等により確認) 国の「いじめ防止等のための基本的な方針」(29年3月改定)より

■ **いじめの態様は「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が全体の3,372件(66.3%)を占めます。**

- ・小中学校ともに「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」がもっとも多く、昨年に続き高い割合で
 ます。また、割合としては少ないものの、「金品をたかられる」が85件ありました。【表2-3】
- ・校種の特徴としては、小学校では「軽くぶつかられたり…」、「ひどくぶつかられたり…」(計31.9%)、「仲間はずれ、集団
 による無視をされる」(13.8%)といった被害の訴えが多く、中学校になると「パソコンや携帯電話等…」(10.4%)の被害
 の訴えが増加する傾向があります。【表2-3】

(4) いじめの発見のきっかけ

調査結果から

■ **いじめの発見のきっかけは、主に「当該児童生徒の保護者からの訴え」2,240件(39.8%)、「本人からの訴え」1,510件
 (26.8%)、「学校の教職員等が発見」1,418件(25.2%)の3つです。【表2-4] いじめ発見のきっかけ**

- ・「当該児童生徒の保護者からの訴え」、「本人
 からの訴え」以外では、「学級担任が発見」
 (14.2%)、「アンケート調査など学校の取組に
 より発見」(6.0%)、「他の児童生徒からの情報」
 (5.0%)となっています。【表2-4】
- ・「アンケート調査など学校の取組により発見」は
 29年度より続けて増加しています。
 H29 : 196件 (4.2%)
 H30 : 263件 (4.7%)
 R元 : 337件 (6.0%)

		R1	
R1		件数	構成比
●学校の教職員等が発見	●学校の教職員等が発見	1,418	25.2%
	学級担任が発見	802	14.2%
	学級担任以外の教職員が発見	242	4.3%
	養護教諭が発見	31	0.6%
	スクールカウンセラー等の相談員が発見	6	0.1%
	アンケート調査など学校の取組により発見	337	6.0%
●学校の教職員以外からの情報により発見	●学校の教職員以外からの情報により発見	4,212	74.8%
	本人からの訴え	1,510	26.8%
	当該児童生徒の保護者からの訴え	2,240	39.8%
	他の児童生徒からの情報	280	5.0%
	他の保護者からの情報	145	2.6%
	地域の住民からの情報	11	0.2%
	学校以外の関係機関からの情報	22	0.4%
	その他(匿名による情報など)	4	0.1%
計		5,630	100.0%

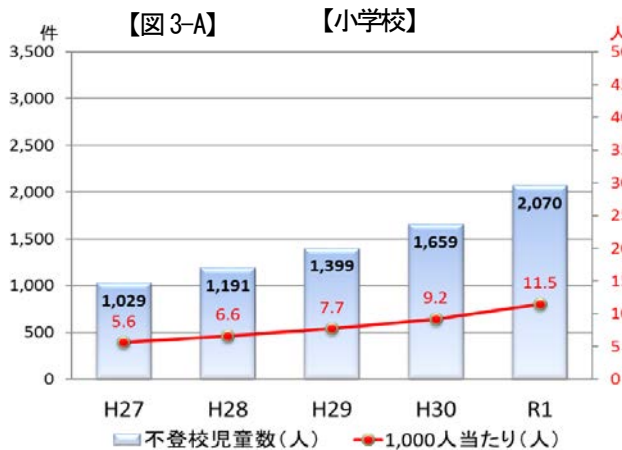
分析と対策

- ・認知したいじめへの対応が大切です。組織で迅速な対応を行うとともに、被害児童生徒の思いに寄り添い、継続して見守り
 をすることが被害児童生徒の安心と安全につながると考えます。
- ・本人や保護者からの訴えが多くなってきています。児童生徒が悩むことなく相談することができるように、日頃から児童生
 徒との信頼関係をつくることや定期的な教育相談、アンケートの実施や横浜プログラムを活用したSOSの出し方教育の実
 践等を行います。
- ・児童生徒が互いを認め合う心もち、関係を築いていくことができるように指導・支援を行い、「いじめが起りにくい学
 級風土づくり」を推進するとともに、横浜子ども会議の取組等、児童生徒が主体的にいじめ問題について取り組むことが大
 切です。
- ・金銭授受については、「子ども同士のお金のやり取りはいけないこと」として、年度当初等にリーフレットを配布して啓発
 をしています。認知した際には警察等との連携を図っていくことも必要です。
- ・「ネットいじめ」といわれる「パソコンや携帯電話などの誹謗中傷等」については、事実が把握されにくく、気づいたとき
 には被害が拡大していることがあります。小学校低学年からの計画的なネットリテラシー教育や情報モラル教育等の実施、
 フィルタリングの徹底等について保護者への啓発を行っていきます。
- ・今年度は特に新型コロナウイルス感染症等をきっかけとしたいじめが起きないように、人権尊重の精神を基盤とした取組を
 推進します。
- ・引き続き「いじめ重大事態に関する再発防止策」(H28年度策定)の8項目34の取組を確認するとともに、当たり前のこと
 を確実に実行してまいります。

3 長期欠席（不登校等）の状況【概要】

(1) 不登校児童生徒数 【表3-1】【長期欠席者内訳】

【小中学校】	H27	H28	H29	H30	R1	増減	増減率
病気	885	845	862	909	559	-350	-38.5%
経済的理由	11	0	0	0	0	0	0.0%
不登校	3,367	4,059	4,559	4,978	5,852	874	17.6%
その他	821	448	472	489	375	-114	-23.3%
合計	5,084	5,352	5,893	6,376	6,786	410	6.4%



※「1,000人当たり」は、児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数

【表3-2】【欠席日数別】

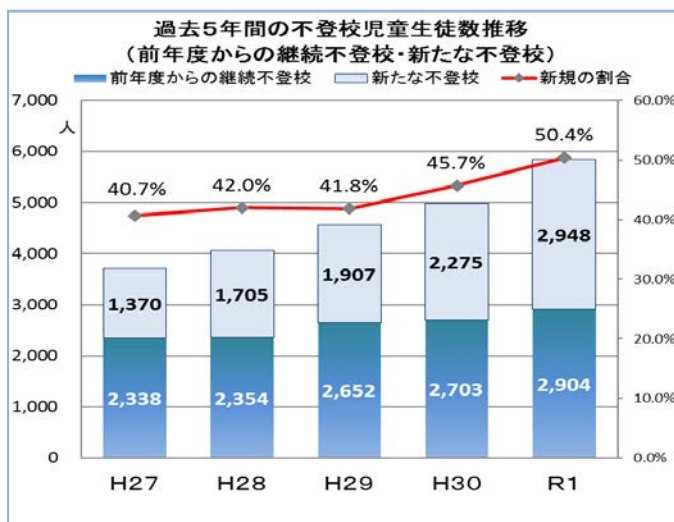
小学校	H27		H28		H29		H30		R1		割合
	不登校児童数	1,000人当たり	不登校児童数	1,000人当たり	不登校児童数	1,000人当たり	不登校児童数	1,000人当たり	不登校児童数	1,000人当たり	
①30～89日	541	3.0	679	3.7	719	4.0	904	5.0	1,226	6.8	59.2%
②90日以上	488	2.7	512	2.8	680	3.8	755	4.2	844	4.7	40.8%
③合計(①+②)	1,029	5.6	1,191	6.6	1,399	7.7	1,659	9.2	2,070	11.5	100.0%
④出席10日以下	122	0.7	89	0.5	103	0.6	112	0.6	140	0.8	6.8%

※④の不登校児童数は②の内数

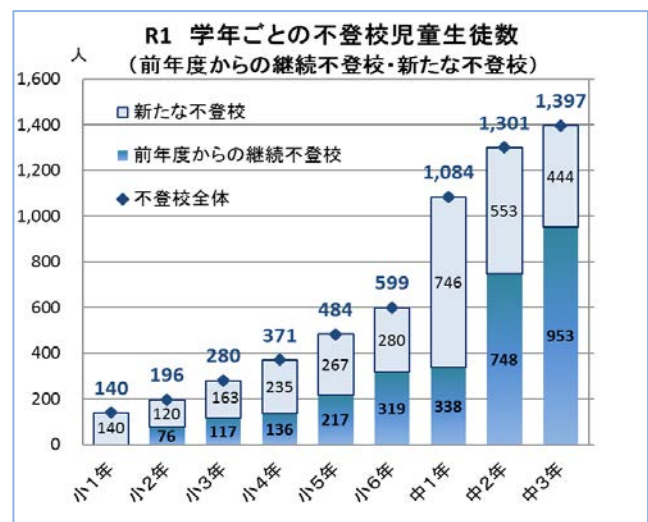
中学校	H27		H28		H29		H30		R1		割合
	不登校生徒数	1,000人当たり	不登校生徒数	1,000人当たり	不登校生徒数	1,000人当たり	不登校生徒数	1,000人当たり	不登校生徒数	1,000人当たり	
①30～89日	772	9.5	1,056	13.1	1,208	15.3	1,089	14.1	1,450	18.9	38.3%
②90日以上	1,566	19.3	1,812	22.5	1,952	24.7	2,230	28.8	2,332	30.4	61.7%
③合計(①+②)	2,338	28.8	2,868	35.6	3,160	40.0	3,319	42.9	3,782	49.3	100.0%
④出席10日以下	425	5.2	424	5.3	447	5.7	495	6.4	534	7.0	14.1%

※④の不登校生徒数は②の内数

【図3-C】 新たな不登校の状況（経年変化）



【図3-D】 不登校の状況（学年別）



調査結果から

- 長期欠席者のうち、病気は前年度比350人(38.5%)、その他は同114人(23.3%)減少しました。前年度からの継続ではない新たな不登校の数は、不登校全体の約半数の50.4%(前年度45.7%)です。

・H27年度以降、全体、小・中学校とも不登校の増加傾向が続いています。【表3-1】

(前年比不登校増加率 H28年度20.6%増→同H29年度12.3%増→同H30年度9.2%増→同R元年度17.6%増)

・小学校では30～89日の欠席児童が1,226人(59.2%)、中学校では90日以上欠席生徒が2,332人(61.7%)と不登校全体の半数以上を占めています。【表3-2】

・新たに不登校となった児童生徒数が、不登校全体の50.4%(前年度45.7%)です。【図3-C】中学校1年生の不登校生徒数に占める新規生徒数が多くなっています。【図3-D】

(2) 【表3-3】不登校の要因と考えられる状況

学校種	区分	学校に係る状況								家庭に係る状況			本人に係る状況		左記に該当なし
		いじめ	いじめを除く友人関係	めぐる問題	学業の不振	進路にかかる不安	クラブ活動、部活	学校の問題	進級時の転編入学、	急激な生活環境の変化	親子の関わり方	家庭内の不和	あそび・非行	生活リズムの乱れ	
小学校	①主たるもの(1人1つずつ必ず選択)	2	207	63	94	7	1	17	68	46	293	37	265	897	73
	②主たるもの以外にも当てはまるもの(複数)	14	112	41	177	9	2	16	41	48	309	50	182	272	10
中学校	①主たるもの(1人1つずつ必ず選択)	2	757	38	278	36	44	28	147	86	218	66	365	1,676	41
	②主たるもの以外にも当てはまるもの(複数)	8	217	37	262	57	40	18	49	36	163	62	166	425	2
①合計		4	964	101	372	43	45	45	215	132	511	103	630	2,573	114
②合計		22	329	78	439	66	42	34	90	84	472	112	348	697	12
①主たる要因の件数合計に対する割合		0.1%	16.5%	1.7%	6.4%	0.7%	0.8%	0.8%	3.7%	2.3%	8.7%	1.8%	10.8%	44.0%	1.9%

※令和元年度より調査項目が変更となりました

調査結果から

- 不登校の主たる要因を状況別にみると、学校に係る状況では「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が16.5%、家庭に係る状況では「親子の関わり方」が8.7%、本人に係る状況では「無気力・不安」が44.0%と高い割合を占めています。【表3-3】

・不登校の要因として考えられる、①主たるものと②主たるもの以外(複数回答可)の回答数の合計は、小学校では「無気力・不安」(1,169件)、「親子の関わり方」(602件)、「生活リズムの乱れ・あそび・非行」(447件)が多く、中学校では「無気力・不安」(2,101件)、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」(974件)、「学業の不振」(540件)が多くなっています。

分析と対策

- ・不登校になる要因は個々の状況により様々です。また、複数の要因が絡み合って不登校になると考えられます。個々の状況を正確に把握し、専門家を交えたアセスメントと支援を行う必要があります。
- ・不登校の状況にある児童生徒への支援は、再登校だけでなく、社会的自立に向けた支援を視野に入れ、教職員にカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど専門職を加えたチーム支援を行い、学校に係る状況や家庭・本人に係る状況の改善に向けた取組を継続していきます。
- ・日常の授業や行事等において児童生徒が主体的に取り組み、安心して過ごせるための「居場所づくり」や、自己肯定感を高める「絆づくり」を意図的・組織的に行い、魅力ある学校づくりを推進します。
- ・教育相談をはじめ、在籍級以外の特別支援教室等の環境整備や民間教育施設と連携した学習支援など、個々の不登校状況に応じたきめ細かな支援を行います。
- ・不登校児童生徒への支援の在り方について教職員の理解を深め、新たな不登校を生まないための学校風土づくりが大切です。また、小中学校による進級の際の引継ぎや個に応じた支援の引継ぎの充実を図ります。

(3)【表3-4】不登校児童生徒が相談指導を受けた機関

R1	相談・指導を受けた機関等(複数回答)										合計
	(教育支援センター) (適応指導教室)	教育委員会及び教育センター等教育委員 会所管の機関	児童相談所、福祉事 務所	保健所、精神保健福 祉センター	病院、診療所	民間団体、民間施設	その他、左記以外の 機関等	専門的な指導 養護教諭による	スクールソーシャルワーカー ・相談員等による 専門的な相談	その他	
H27	小学校	80	106	95	38	185	68	43	186	514	1,315
	中学校	164	67	145	13	202	89	39	187	807	1,713
	計	244	173	240	51	387	157	82	373	1,321	3,028
H28	小学校	74	58	48	4	99	34	24	214	561	1,116
	中学校	177	69	72	2	149	86	21	423	1,012	2,011
	計	251	127	120	6	248	120	45	637	1,573	3,127
H29	小学校	98	71	55	9	100	43	9	219	598	1,202
	中学校	200	98	79	15	157	86	25	485	1,057	2,202
	計	298	169	134	24	257	129	34	704	1,655	3,404
H30	小学校	144	109	170	25	327	100	18	262	748	1,903
	中学校	289	93	289	8	437	175	20	425	1,170	2,906
	計	433	202	459	33	764	275	38	687	1,918	4,809
R1	小学校	159	123	243	8	452	125	29	309	976	2,424
	中学校	288	101	381	2	559	228	21	514	1,355	3,449
	計	447	224	624	10	1,011	353	50	823	2,331	5,873

調査結果から

■ 不登校児童生徒に対して、状態に応じた様々な支援を行っており、関係機関等との連携が進んでいます。

- ・カウンセラーやスクールソーシャルワーカーが関わった不登校児童生徒数は2,331人(前年比413人、21.5%増)です。
- ・民間団体、民間施設による支援は、学校が把握できるもので353人(前年比78人、28.4%増)です。
- ・横浜教育支援センター※(ハートフルフレンド家庭訪問事業、ハートフルスペース、ハートフルルーム)による支援者数は447人(前年比14人、3.2%増)です。
- ・病院、療育センターなど医療と連携した支援は1,011人(前年比247人、32.3%増)です。【表3-4】
- ・これとは別に、教育相談に関する調査項目では、R元年度はスクールソーシャルワーカーが320校(全小中学校数490校の65.3%)において活動実績があり、不登校以外も含めた支援にあたっています。

分析と対策

- ・H29年度からすべての中学校ブロックで同じカウンセラーの配置を行っており、長期欠席児童生徒やその保護者に対して、進級・進学時でのスムーズな支援に繋がっています。心理の視点からのアセスメントや必要に応じて医療機関の紹介といった関係機関連携にも力を発揮しています。
- ・スクールソーシャルワーカーは児童生徒だけでなく、保護者の困り感に寄り添い、相談に乗るとともに、福祉の視点から課題整理や環境調整といった場面で力を発揮しています。
- ・教育総合相談センターでは、保護者向けの不登校相談会の開催や横浜教育支援センターでのハートフル事業の推進を図り、より一層支援体制の強化を進めていきます。
- ・社会的自立を目的としたフリースクール等の民間教育施設と連携した学習支援等の取組をさらに推進し、特に出席10日以下の児童生徒への丁寧な支援を行っていきます。

※「横浜教育支援センター」では、人間関係づくりを基盤とした総合的な支援を行うことを通し、不登校の児童生徒が、将来的に社会的自立ができるようにすることを目的として、対象とする児童生徒の在籍校と連携を図りながら運営をしています。

児童生徒の状況に応じて、大きく3つの事業を実施しています。

①「ハートフルフレンド」ひきこもりがちな児童生徒の家庭に、兄や姉に相当する世代のハートフルフレンド(大学生・大学院生)が、訪問をして話し相手・遊び相手になることで状態の緩和を図る

②「ハートフルスペース」学校とは別の施設に、週に1~2回通室し、支援員をはじめ、ボランティアとともに創作活動や軽スポーツなどをして過ごす

③「ハートフルルーム」市内の学校に設けられた別教室に毎日通室し、支援員をはじめ、ボランティアとの様々な活動を通して基本的な生活習慣や学習習慣を身につける

といった支援を児童生徒に行います。

また、保護者同士の情報交換会等の場や、民間教育施設との協働した体験活動も実施しています。

令和3年度 いじめ問題対策連絡協議会 年間予定

月 日	時 間	内 容
6月4日(金)	15時~17時	第1回 いじめ問題対策連絡協議会 場所：未定(市庁舎または周辺を想定)
10月27日(水)	15時~17時	第2回 いじめ問題対策連絡協議会 場所：未定(市庁舎または周辺を想定)
12月		いじめ防止啓発月間における取組 (のぼり、ポスター等)
12月4日(土)	PM	いじめ防止市民フォーラム 場所：未定

※今後の情勢等により、日程などは変更になる場合があります。